

交通安全対策審議会の設置目的とスケジュール

審議会の設置目的

交通安全対策基本法に基づき、交通安全計画を作成するため、交通安全対策審議会にてご審議いただきます。

交通安全対策基本法（抜粋）

第18条 市町村は、市町村交通安全計画を作成し、及びその実施を推進させるため、条例で定めるところにより、市町村交通安全対策会議を置くことができる。

第26条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成するよう努めるものとする。

	東京都交通安全計画	立川市交通安全対策審議会	立川市・市議会
令和2年 12月		第1回審議会 ・第11次計画策定スケジュール	
令和3年 1月			
2月	中間案の決定		
3月		第2回審議会(下旬) ・市内交通事故の現状(～R2年)と課題共有 ・計画の重点課題と数値目標	
4月	第11次東京都交通安全計画決定		
5月			
6月		第3回審議会 ・実施する施策を提案	
7月		第4回審議会 ・答申書案を確定 答申(下旬)	
8月			立川市 ・計画(素案)を確定
9月			市議会 ・パブリックコメントを実施するための計画(素案)の報告
10月			パブリックコメントの実施 10月初旬～中旬(20日以上)
11月		・パブリックコメントを反映した計画(原案)の報告(郵送)	立川市 ・パブリックコメントを反映した計画(原案)を確定
12月			市議会 ・計画(原案)の報告 立川市 ・計画の確定、公表